

令和6年第5回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和6年12月13日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月13日午後2時1分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二</p> <p>3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一</p> <p>5 番 山 本 隆 史 6 番 稲 月 敏 子</p> <p>7 番 植 田 い ず み 8 番 山 口 昌 亮</p> <p>9 番 井 戸 太 郎 10 番 山 田 仁 樹</p> <p>11 番 森 田 勝 12 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 上 田 薫</p> <p>理 事 寺 口 浩 代</p> <p>総 務 部 長 山 崎 孔 史</p> <p>住 民 福 祉 部 長 松 本 光 弘</p> <p>事 業 部 長 西 岡 勝 三</p> <p>教 育 部 長 川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長 浦 井 久 嘉</p> <p>総 務 防 災 課 長 岡 田 康 裕</p> <p>福 祉 課 長 浅 井 実 千 代</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 酒 井 智 志</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長 浅 井 利 育</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 査 竹 村 恵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	議案第54号 平群町旧人権交流センター解体撤去工事の 変更請負契約の締結について
議 員 提 出 議 案 の 題 目	発議第7号 軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度 の改善を求める意見書（案）
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 6 年 第 5 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 6 年 1 2 月 1 3 日 (金)

午後 2 時開議

- | | | |
|-------|-----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 諸般の報告 |
| 日程第 2 | 議案第 5 4 号 | 平群町旧人権交流センター解体撤去工事の変更請負契約の締結について |
| 日程第 3 | 発議第 7 号 | 軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書 (案) |
| 日程第 4 | | 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙 |
| 日程第 5 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

再 開 （午後 2 時 0 1 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

初日の本会議において教育委員会委員に選任同意されました片山絵里加様が御挨拶に参っておられますので、御挨拶をお受けしたいと思います。

それでは、教育委員会委員、片山絵里加様、御入場いただきまして、御挨拶よろしくをお願いいたします。

○教育委員会委員（片山絵里加）

このたび、教育委員を務めさせていただくこととなりました片山です。

私の周りには、御自身あるいはパートナーの方が平群町出身という方も多くおられるのですが、私も主人も県外出身という家庭です。小学生の子どもが3人おりますが、今は我が子のことしか知っておらず、平群町全体の教育のことを分かっていない部分も多々あります。今回、教育委員になったことをきっかけに、私自身も平群町全体の教育のことを知っていくとともに、平群町で教育を受ける子を持つ保護者の1人として、学歴や学力があるわけでもない普通の主婦ですが、保護者だからこそその等身大の意見を出していけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議 長

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和6年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。

日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 諸般の報告を行います。

私のほうから、奈良県広域水道企業団議会議員の選挙について報告します。

12月11日、本会議終了後に議員懇談会を開催し、選挙について協議しました。選挙の方法や指名推選の場合は指名される者について意見交換を行いました。全議員の意見の一致に至らなかったため、調整を議長一任とされていきました。その後、懇談会の中で出された意見を基に、懇談会で意思表示がなかった皆さんに意向を確認したところ、企業団議員の希望者が複数人となり、全議員に異議のない候補者を指名することができない状況となりました。そのた

め、本日の選挙は投票の方法により行います。

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第2 議案第54号 平群町旧人権交流センター解体撤去工事の変更請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。川西教育部長。

○教育部長

議案第54号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。山田議員。

○10番

普通、この図面を見たときに土間コンかなあとも思ったんですけど、土間コンの場合は下でスラブ受けてるわけじゃないんで、若干現場では設計よりも薄くなることは許されないんで、厚くなってしまっただけで増えているということがよくあるんですけど、基礎や地中ばりで躯体が大きくなるということがあまり理解はできないんですね。地中ばりの場合は掘削してしまっただけで、底打ちを無筋で増やしたりということも若干あることはあるかもわからないんですが、通常はあまり考えられないんですけど、この設計図と、現状に増えた躯体、解体しているときには土がかぶってるんでね、厳密に大きさを測ろうと思ったら土をよけないと、割ってしまったりしたら大きくなった確認もできないんですけど、設計図と現状が変わってるということは確認はされてるんですか。

○議長

酒井教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、設計図なんですけども、設計図というのは、もともと建築当初につきましてはございませんでした。それで、この建物、鉄筋コンクリート建ての3階建てということで、この建物の大きさを想定するとこれぐらいの基礎が必要だろうという形で設計測量されて、その数量を出した。それを、工事を進めていく上で掘り下げていくと、地中のほうに想定より大きい基礎が出てきたということでございます。

○議長

山田議員。

○10番

本来、おかしいんですけど、古いものですから、管理もちゃんとされてなか

ったときには設計図が紛失してしまったということも考えられないわけではないんですけど、そういう意味で、今の現状の躯体から想像される範囲での基礎の解体の設計であったと。その設計の寸法と現状の寸法が大きさが違うということは確認されたということの理解でいいんですね。

○議 長

酒井教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

はい、おっしゃるとおりでございます。

○議 長

森田議員。

○11番

今、山田議員からお話がありましたんですけども、設計図はあるんですか、ないんですか。この積算を、6,400万円の積算はどなたがおやりになったんですか。

○議 長

酒井教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

設計図というのは、建築当初の建物の設計図面は、東館につきましてはありません、西館につきましてはございました。そして、数量を出し、解体工事の設計の変更設計書を作成したという形です。

「誰が設計した」の声あり

○議 長

もう1点。酒井課長。

○教育委員会総務課長

職員で設計しております。

○議 長

森田議員。

○11番

設計ってどういうことですかね。私は、積算だったら分かるんですけども、職員が積算されたという、どっかのアドバイスを受けながらやったということですか。

○議 長

酒井教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

人権交流センターの解体工事の変更設計書につきまして、数量のほうは工事業者が出したと。その数量増加分につきまして、設計書に落とし込んで職員が設計したということでございます。

○議長

森田議員。

○11番

そうじゃなくて、6,400万円の根拠は誰がやられたんですかってお聞きしてるんですよ。何か、コンサルかどっかにお尋ねになってやったのか、職員さんがおやりになったのか。

○議長

酒井教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

6,400万円というのは、入札を行って、落札業者が請負された金額でございます。

○議長

森田議員。

○11番

そうじゃなくて、業者も何も分からんで入札されたんですかというふうに聞いてるんですよ。ある程度業者さんも、現場を自分で確認せえと言われてやったのか、そんな入札は私はあり得ないことじゃないかなと思うんですけども。

○議長

酒井教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

入札時は現地説明会も行っております。

○議長

山田議員。

○10番

ちょっと、今僕も聞いてたんですけど、そうじゃなしに、入札に至るに当たってはいろんな入札形態があって、図面契約、図面で入札して積算はそちらでやって、全部金額を出してくださいよっていう図面契約の設計。そして、仕様書だけで判断する契約。土木のように、数量を全て提供してですね、それに基づいて入札をするという方法、いろいろな方法があると思う。ほんなら、一番初めの入札時がですね、そこまで基礎が幾らであったかというのは明確に分かるようになってるんですかっていうことなんですけど。そうですね。

○議 長

酒井教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

入札当初におきましては、いわゆる金抜き設計書という形で作成し、それを入札業者のほうにはお示ししております。

○議 長

森田議員。

○11番

分かりにくい答弁で、大変なことをおやりになっているというのは理解できるんですけどね。別の機会でもっと詳しくお聞きしたいと思うんですけどね、今、現場はどんな状況なんですかね。私もちょっと前を最近通ってないので分からないんですけども、きれいにもう全部なくなってるんでしょうか。

○議 長

酒井教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

工事現場のほうは、いわゆる地上部分につきましてはほぼほぼ解体工事が進んでると。あとは地下の基礎部分であったり、浄化槽部分が残っているという状態でございます。

○議 長

森田議員。

○11番

ということは、まだ工事中だということですね。この基礎の工事があるので、まだ工事をしていないというふうに理解していいんですね。

それとですね、あとですね、どんな管理をされるのか。フェンスで管理されるのか、きっちりしていただかないと、やはり中で事故が起きても困りますし、その辺、どのようにお考えになってるんでしょうか。

○議 長

川西教育部長。

○教育部長

今おっしゃってるのは施工後の話ということですね。東館のほうにつきましては、若井集会所との関係もございますので、そういった使い方ということもあるんですけど、西館につきましては、進入できへんような形とか、いろいろ考えながら、適正には対応していきたいと思っております。

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

そうじゃない、もう解体してるんでしょう。そういうことも考えて、部長ね、
どういう管理をしていこうかということを考えてやらないと、潰したら終わり
では私、町も行政としては、と思うんですよね。

それとですね、前も私、申し上げたんですけどね、教育委員会の、私、P C
Bの撤去も何度も言うてるんですけどね、いつもこれで終わりだと言うん
ですけど、本当にもうP C Bの撤去はこれで、この人権交流センターで、教育委員
会以外のところも含めて、もうないんでしょうね。

○ 議 長

川西教育部長。

○ 教育部長

申し訳ございません。P C Bにつきましては、低濃度のことにつきましては
少し出てくる場面もあります。確認でき切れてないところがあるということで確
認してるところもございまして、そんな状況です。

○ 議 長

ほかにございせんか。馬本議員。

○ 1 2 番

先ほどから森田議員とか山田議員、ちょっと聞いてはんねけど、はっきり言
うてね、この入札の今度、この価格、最初つくったやろう。1億1,240万
円についてはね、プロの業者が設計されたんですかということ聞いてはるね
ん、それだけやねん。どうやの。

○ 議 長

酒井教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

設計事務所のほうで設計していただいております。

○ 議 長

ほかにございせんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第54号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第3 発議第7号 軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度の改善を
求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第7号

軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年12月13日

提出者 植 田 いずみ

賛成者 須 藤 啓 二

〃 稲 月 敏 子

軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書（案）

軽度・中等度難聴児は、会話音はもとより環境音の聞き取りにおいて、高度難聴とは異なる固有の課題を有しています。軽度・中等度であっても、深刻でないとは言えません。

軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度は、国としては確立しておらず、各自治体の努力により支援されています。一方で、障害者総合支援法では自己負担割合がおおむね1割であり、特殊な補聴器に対する助成も特例的に認められていることと比較すると、軽度・中等度難聴児については養育者の費用負担が大きいと言えます。

奈良県における補聴器助成制度については、対象児童となる要件のうち、「両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満であるもの」という文言は、本来制度の対象となる一側性難聴は対象外と受け取られ、必要な支援が届かない場合が考えられます。

また、補聴器を装用するためには補聴器とは別に耳あて等（耳あて、耳穴型シェル）が必要であり、身体の成長が著しい幼児期から青年期においては、幼児期なら半年に1回、小学生なら1年に1回の頻度で作り直しが必要と言われています。加えて昨今の酷暑の影響もあり、汗をかき補聴器内部に錆が発生し不具合が生じることも頻繁にあり、この修理費なども負担となっています。

また、クロス補聴器は、特に一側性難聴児にとって言語習得期の幼児期や、小・中・高校と集団の中でコミュニケーションを交わし社会性を身につける年齢層の児童・生徒にとって、有用な機器と言われていますが、現在は助成対象に含まれていません。

奈良県におかれては、国に対して統一した支援制度を求めるとともに、聴覚障害を持つ児童・生徒とその保護者にとって安心して過ごせるよう、補聴器購入助成制度の改善をしていただきたく下記のとおり要望いたします。

記

1. 補聴器購入助成制度の対象者について、記載内容を一側性難聴児についても対象となる場合があることを明記すること。
2. 助成対象の項目に補聴器を装着するための耳あて等や、補聴器の修理費を含めること。
3. クロス補聴器を購入助成対象とすること。
4. 助成対象の要件から所得制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上であります。

○議 長

続いて、提出者の趣旨説明を求めます。植田議員。

○7 番

私、この意見書の提出に当たっては、奈良県難聴児親の会の会長の方から、ぜひ奈良県の補助交付要綱を改善していただいて、一側性難聴、これは片耳だけが難聴という子どもたちなんですけども、もその対象になり得ることを明記してもらおうことで、これまで助成制度を諦めていた方も利用できるかもしれないと、申請する機会を広げることにつながります。

補聴器は非常に精密な機器のため、費用もかかり、意見書にもあるように、成長とともに買い換えていかなければなりません。また、修理費用や補聴器の

装着を補助するアイテムも必要なことから、経済的負担も大きいものがあるため、市町村の議会からぜひ意見書を採択していただき、県に対して改善の後押しをお願いしたいと、現在、県下の自治体に要請に回っておられるということでした。

耳からの情報は幼児期の言語習得にとって非常に大切であり、また、小学校など、学校生活に入ると、集団の中でのコミュニケーションを取りながら社会性を身につけることも非常に大事だと考えます。このようなことから、ぜひこの意見書案について、皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○11番

私もですね、ハンディキャップがある方に助成することは非常にいいことだと思うんですけどね、今、軽度・中等度の難聴児というのは奈良県で何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長

植田議員。

○7番

たしかね、20名から25名ぐらいたったように、お話をお聞きしたときにはそういうお声は聞いておったと思います。ひよっとしたらもうちょっと多いかもしれないんですけども、一応そういうことで聞いておったと思います。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより発議第7号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第7号 軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書（案）は原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに決しました。

続いて

日程第4 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

「議長、ちょっと休憩取ってください」の声あり

○議長

じゃあ休憩……。

「5分」の声あり

○議長

そしたら、2時35分まで休憩します。

（ブー）

休 憩 （午後 2時25分）

再 開 （午後 2時35分）

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議長

続いて

日程第4 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

議場閉鎖

○議 長

ただいまの出席議員は12名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に森田議員及び井戸議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

配付をお願いします。

投票用紙配付

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

投票箱点検

○議 長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

局長の点呼により順次投票

○議 長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。森田議員及び井戸議員、開票の立会いをお願いいたします。

開票

○議 長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票、白票もなしです。

有効投票のうち、長良議員 5 票、山本議員 7 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、山本議員が奈良県広域水道企業団議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

議場閉鎖

○議 長

ただいま奈良県広域水道企業団議会議員に当選されました山本議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

続きまして

日程第 5 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

それでは、令和6年第5回12月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月3日より本日まで11日間の会期におきまして慎重審議いただき、全体的な上程議案につきまして議決、同意を賜り、厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、今年1年間、町政への様々な御助言や御指導、御鞭撻を頂き、誠にありがとうございました。

平群町では、多くの課題が山積をしております。特に、財政状況につきましてはまだまだ厳しい財政運営が続いており、財政の健全化に努めているところであります。現在、令和7年度予算編成作業を進めておりますが、厳しい予算編成にはなりますが、職員一人一人が知恵を出し、汗を流し、最小の経費で最大の効果を発揮し、「人が輝き、未来が輝く、夢あふれるまちへぐり」、次世代につながる、住みたい、住み続けたいまちを目指して、町民の皆様、職員とともに努力してまいります。

議員各位におかれましても、この財政危機を乗り越え、輝く平群の未来を築き上げるといった共通の目標の下、御理解いただき、全面的な御協力、御支援をお願い申し上げます。

これから年末に向けて大変慌ただしい日々が続くと思いますが、議員の皆様にはどうか御自愛の上、新しい年をお迎えになられますよう、そして、来る年が平群町と平群町民にとりましてよりよい年となりますようお祈りし、12月定例議会の閉会に当たりましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。どうかよいお年をお迎えください。ありがとうございました。

○議 長

ありがとうございました。

これをもって令和6年平群町議会第5回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 2時47分)